

添付法令資料 4 :

汚職防止・取締法を合一するベトナム国会事務局の合一文書（目次）

2020年7月15日付第11/VBHN-VPQH号合一文書

- 第1章 総則（第1条ないし第8条）
- 第2章 機関、組織及び単位における汚職防止
 - 第1目 機関、組織及び単位の組織及び活動に関する公開及び透明性（第9条ないし第17条）
 - 第2目 機関、組織及び単位における基準、標準及び制度の確立及び実施（第18条及び第19条）
 - 第3目 機関、組織及び単位における職務及び権限を有する者の対応規則の実施（第20条ないし第23条）
 - 第4目 機関、組織及び単位における職務及び権限を有する者の業務地位の転換（第24条ないし第26条）
 - 第5目 行政改革、管理における科学技術の応用及び現金を使用しない支払い（第27条ないし第29条）
 - 第6目 機関、組織及び単位における職務及び権限を有する者の資産及び収入の監査
 - 第1小目 資産及び収入の監査における機関、組織、単位及び個人の権利及び責任（第30条ないし第32条）
 - 第2小目 資産及び収入の申告（第33条ないし第40条）
 - 第3小目 資産及び収入の立証（第41条ないし第51条）
 - 第4小目 資産及び収入の監査に関する国家データベース（第52条ないし第54条）
- 第3章 機関、組織及び単位における汚職の発見
 - 第1目 機関、組織及び単位の監査業務及び自己監査（第55条ないし第58条）
 - 第2目 監察、調査及び会計監査活動を通じた汚職の発見（第59条ないし第64条）
 - 第3目 汚職行為に関する反映、告訴及び報告（第65条ないし第69条）
- 第4章 汚職の防止及び取締りにおける機関、組織及び単位の主任者の責任制度（第70条ないし第73条）
- 第5章 汚職の防止及び取締りにおける社会の責任（第74条ないし第77条）
- 第6章 国外区域の企業及び組織における汚職の防止及び取締り
 - 第1目 健全であり、汚職のない経営文化の確立（第78条及び第79条）
 - 第2目 国外区域の企業及び組織に対する汚職防止・取締法の適用（第80条ないし第82条）
- 第7章 汚職の防止及び取締りにおける国家機関の責任（第83条ないし第88条）

条)

第 8 章 汚職の防止及び取締りに関する国際協力 (第 89 条ないし第 91 条)

第 9 章 汚職並びに汚職の防止及び取締りに関するその他の法律違反行為の処理

第 1 目 汚職の処理 (第 92 条及び第 93 条)

第 2 目 汚職の防止及び取締りに関するその他の法律違反行為の処理 (第 94 条
及び第 95 条)

第 10 章 施行条項 (第 96 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所